

令和2年4月15日

内閣府全世代型社会保障改革担当大臣
特命担当大臣(経済財政政策) 西村 康稔 殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 福井トシ子



妊娠中の看護職員の休業に伴う代替職員の確保について

新型コロナウイルス感染症の増加を受けて、医療機関に勤務する妊娠中の看護職員より感染のリスクがある勤務環境について相談等があることから、現状報告とともに、以下のとおり対応について要望いたします。

記

<現状>

- ・ 国内では、新型コロナウイルス感染者が増加し、感染症指定医療機関だけでなく一般の医療機関に感染症患者が受診する可能性が高くなっている。
- ・ 4月1日、13日に厚生労働省より「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策」が発出され、職場での配慮等について要請された。
- ・ しかし、医療従事者については、テレワークが不可能であることから、妊娠中の看護職員は出勤せざるを得ない状況がある。
- ・ 妊娠中の看護職員からは、発熱、呼吸器症状のある患者に対しても受け持ちを行っており、不安だという相談が複数届いている。
- ・ 妊婦は、新型コロナウイルス感染患者のハイリスクであり、一般的には妊婦が肺炎を発症すると重症化する可能性がある。

<要望>

医療機関（病院又は診療所）が妊娠中の看護職員の休業に伴って代替職員を雇用した場合に、その所要経費（賃金等）に対する補助金の支給をお願いしたい。